

石鳥谷商業振興協同組合発行の商品券をお持ちのお客様へ

『商品券』払戻しについてのお知らせ

石鳥谷商業振興協同組合発行の商品券のご利用は平成29年9月30日をもって終了いたしました。

もしも、未だ使用していない商品券がお手元にございましたら、石鳥谷商業振興協同組合（花巻商工会議所石鳥谷支所）までご持参ください。資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記の通り払戻しの手続を行います。

但し、下記の払戻し期間内に限ります。よろしくお申し上げます。



※こちらの画像は実際の大きさとは異なります

◎払戻し期間

平成29年10月2日（月）～平成30年2月19日（月）

午前9時～午後1時（土・日・祝、年末年始12/28-1/3を除く）

※払戻し期間内に申出がない場合、当該払戻しの手続から除斥されるのでご注意ください。

◎払戻し対象 石鳥谷商業振興協同組合発行の「商品券」（1,000円、500円）

◎申出方法 未使用の商品券及び印鑑を花巻商工会議所石鳥谷支所までご持参ください。原則としてはご持参で、郵送では受付いたしません。

◎払戻し方法 当額面の金額を現金にて払戻しいたします。

◎必要な物 商品券、印鑑（手続時にご住所の記入もお願いします。）

※払戻しができない商品券

①使用済み商品券 ②破損により商品券番号が照会できない商品券

③3分の1以上が滅失している商品券 ④偽造されている商品券

◎払戻し場所 石鳥谷商業振興協同組合（花巻商工会議所石鳥谷支所内）

◎問い合わせ先 石鳥谷商業振興協同組合

TEL：0198-45-4488

（〒028-3101 花巻市石鳥谷町好地 6-10-3）